

第69期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年3月21日（木曜日）午前10時

場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階
ステーションコンファレンス東京

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
の報酬額改定の件
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

NORITSU

【株主の皆様へ】

本株主総会につきましては、来場されない株主様向けにインターネットによるライブ配信を実施いたします。事前に書面またはインターネット等による議決権行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。

詳細は「第69期定時株主総会招集ご通知 インターネット参加に関する株主通知事項」、または当社ウェブサイト (https://www.noritsu.co.jp/ir/ir_stock/general-meeting/) をご覧ください。

証券コード7744

ノーリツ鋼機株式会社

証券コード7744
(発送日) 2024年3月5日
(電子提供措置開始日) 2024年2月27日

株 主 各 位

東京都港区麻布十番一丁目10番10号
ノーリツ鋼機株式会社
代表取締役CEO 岩 切 隆 吉

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

また、この度の令和6年能登半島地震にて被災されました方に、心よりお見舞い申し上げます。
さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.noritsu.co.jp/ir/ir_stock/general-meeting/



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより①「定時株主総会招集ご通知」②「定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」③「第69期定時株主総会招集ご通知 インターネット参加に関する株主通知事項」を選択し、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ノーリツ鋼機」または「コード」に当社証券コード「7744」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月19日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）へアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月21日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階 ステーションコンファレンス東京

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第69期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定の件
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年 3 月 21 日 (木曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時30分)

場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階 ステーションコンファレンス東京

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年 3 月 19 日 (火曜日) 午後6時00分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2024年 3 月 19 日 (火曜日) 午後6時00分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内にしたがってご行使くださいますようお願い申し上げます。

当社の指定する議決権行使サイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2024年3月19日（火曜日）午後6時00分入力完了分まで

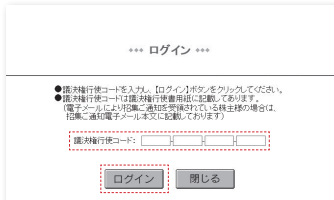
パソコンをご利用の方

① 議決権行使サイトへアクセス



<https://www.web54.net> 「次へ進む」をクリック

② ログインする



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

③ パスワードの入力



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

スマートフォンをご利用の方

議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱っていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031**（受付時間9：00～21：00）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきまして、安定的・継続的に行うべく、その実施について、当期の経営成績及び今後の資金需要を勘案して総合的に決定することを基本方針としております。

また、現在進捗中の中期経営計画 FY25における目標は、配当性向を40%以上としております。株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すとともに、引き続きのご支援を受け賜りたく、第69期の期末配当につきましては、目標どおり、以下といたしたいと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は、1株につき115円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金91円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、3,247,162,464円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方や今後の方向性、取締役候補者の業務執行状況等について代表取締役と意見交換を行ったうえで、取締役の選任について検討いたしました。その結果、取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験や業績等を踏まえ、本議案で提案されている者を候補者とするに異論はないとの結論に至りました。また、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役で構成された指名・報酬委員会からの答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月 (株)エフアンドエム 入社
 2003年9月 (株)オプト (現(株)デジタルホールディングス) 入社
 2011年3月 (株)オプト (現(株)デジタルホールディングス)
 取締役
 2014年3月 データアーティスト(株) 取締役
 2014年6月 OPT SEA Pte., Ltd. CEO
 2018年6月 当社 代表取締役社長CEO
 (現 代表取締役CEO) (現任)
 2018年6月 エヌエスパートナーズ(株) 取締役
 2018年6月 GeneTech(株) 取締役
 2018年6月 フィード(株) 取締役
 2018年6月 NKメディコ(株) (現(株)プリメディカ) 取締役
 2018年6月 (株)ハルメクホールディングス 取締役
 2018年6月 (株)日本再生医療 取締役
 2018年7月 テイボー(株) 取締役 (現任)
 2018年7月 日本共済(株) 取締役
 2018年7月 健康年齢少額短期保険(株) 取締役
 2018年11月 (株)デンタルホールディング 取締役
 2020年4月 AlphaTheta(株) 取締役 (現任)
 2021年5月 PEAG, LLC dba JLab Audio 取締役 (現任)
 2021年11月 JLab Japan(株) 取締役(現任)

- 取締役在任期間 5年9か月
- 所有する当社の株式 58,940株
- 2023年度における
取締役会への出席状況 15/15回

取締役候補者とする理由

岩切隆吉氏は、国内外の事業会社の取締役等を歴任して培われた見識を活かし、当社代表取締役CEOに就任以来、グループ全体の経営を統括しております。

就任以来掲げてきた「No.1/Only1を創造し続ける事業グループ」というビジョンのもと、事業ポートフォリオ再編に取り組み、新型コロナウイルス感染症等の影響により経営環境の不透明さが増した中においても、リスクに強く成長性の高い事業体への変革を推進して参りました。

これらの実績とリーダーシップを考慮し、また、当社グループの持続的な企業価値向上を期待して、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

よこ ばり りょう すけ
横 張 亮 輔

再任

(1990年3月3日生 34歳)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年11月 公認会計士試験合格
2012年4月 (株)エスネットワークス 入社
2016年12月 公認会計士登録
2020年1月 当社 執行役員
2020年3月 NKメディコ(株) (現(株)プリメディカ) 取締役
2020年4月 当社 執行役員CFO
2020年4月 AlphaTheta(株) 取締役(現任)
2020年6月 GeneTech(株) 取締役
2020年6月 テイボー(株) 取締役(現任)
2021年3月 当社 取締役CFO(現任)
2021年5月 PEAG, LLC dba JLab Audio 取締役(現任)
2021年11月 JLab Japan(株) 取締役
2023年4月 JLab Japan(株) 代表取締役(現任)

- 取締役在任期間 3年
- 所有する当社の株式 25,087株
- 2023年度における
就任後に開催された
取締役会への出席状況 15/15回

取締役候補者とする理由

横張亮輔氏は、当社入社以来、財務・会計に関する経験・知見を活かし、事業ポートフォリオ再編をはじめ、グループ経営の遂行に貢献して参りました。

当社取締役CFOに就任後は、経営全般に携わり、財務戦略の立案と推進や、リスクマネジメント等、重要な職責を担い、グループ各社事業の成長を支えています。

これらの実績を考慮し、また、当社グループの持続的な企業価値向上を期待して、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

むら せ かず え
村 瀬 和 絵

新任

社外

独立

(1972年12月9日生 51歳)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年 4月 株式会社エンジェル入社（株式会社バンダイ子会社）
- 1997年 4月 株式会社バンダイエンジニアリングセンター出向
- 2016年 4月 株式会社バンダイ執行役員
- 2022年 6月 株式会社FUNDARD 代表取締役（現任）

- 社外取締役在任期間 一年
- 所有する当社の株式 一株
- 2023年度における
取締役会への出席状況 一／一回

重要な兼職の状況

株式会社FUNDARD代表取締役

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

村瀬和絵氏は、長年にわたり企業での商品企画・開発、製造管理及びマーケティングの分野で高い実績をあげており、ものづくりに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。

当社は、「No.1/Only1を創造し続ける事業グループ」というビジョンのもと、事業ポートフォリオ再編に取り組み、「ものづくり」を基軸とした事業体に変革しております。同氏のものづくりに関する経験及び知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、当社の経営を監督していただくことが企業価値の向上、及び監督機能の強化につながるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 村瀬和絵氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
3. 村瀬和絵氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する職務の執行に関し負うこととなる損害賠償責任又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じです。）の報酬額は、2015年6月29日開催の第60期定時株主総会において、総額250百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告26頁～28頁に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は3名（うち社外取締役1名）であります。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2015年6月29日開催の第60期定時株主総会において、総額年20百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、総額年50百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等諸般の事情を参考に決定したものであり、相当であるものと判断しております。

現在の監査等委員である取締役は3名（全員が社外取締役）であります。

以上

(ご参考)

第2号議案が承認された場合の取締役スキルマトリックス

氏名	現在の当社における地位	企業経営 (CEO経験)	財務/会計	エンジニアリング/テクノロジー/DX ^{*1}	マーケティング/グローバルビジネス	法務/リスク マネジメント	サステナビリティ	主な資格/ 研究等
岩切 隆吉	代表取締役 CEO	○		○	○		○	
横張 亮輔	取締役 CFO		○			○	○	公認会計士
村瀬 和絵	社外取締役			○	○			
太田 晶久	社外取締役 監査等委員		○					公認会計士 税理士
伊庭野 基明	社外取締役 監査等委員	○			○			
高田 剛	社外取締役 監査等委員					○		弁護士 指名報酬に関する研究・発表

^{*1} デジタルトランスフォーメーションの略

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

事業報告

(2023年 1月 1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社グループは、資本市場における財務諸表の国際的な比較可能性の向上、及びグループ内での会計処理の統一などを目的とし、2016年3月期から従来の日本基準に替えて国際会計基準（以下「IFRS」という。）を任意適用しております。

またIFRSでは、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された事業について、非継続事業として区分することとされております。そのため、当連結会計年度及び前連結会計年度の「売上収益」、「営業利益」及び「税引前当期利益」には、非継続事業を差し引いた継続事業から生じた金額を表示しております。

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における事業の状況は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	前期比(%)	
売上収益	73,515	91,552	18,036	24.5
事業EBITDA	11,367	17,875	6,507	57.2
営業利益	1,262	14,462	13,199	—
税引前当期利益	3,944	13,747	9,802	248.5
親会社の所有者に帰属する当期利益	101,554	10,199	△91,355	△90.0
基本的1株当たり当期利益(円)	2,848.51	285.88	△2,562.63	△90.0

(注) 1. 事業EBITDA＝営業利益±その他の収益・費用＋減価償却費及び償却費（使用権資産の減価償却費を除く）

2. 当連結会計年度からIAS第12号「法人所得税」（2021年5月改訂）を適用しており、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

(売上収益)

「音響機器関連」事業においては、前連結会計年度は部品の調達難や物流リードタイムの長期化など需要に応じるのが難しい環境でありましたが、それらが相当程度改善し、また当連結会計年度に発売した新製品の高評価も寄与し、引き続き強い需要に支えられました。加えて、為替レートの水準も奏功し、総じて好調に推移いたしました。「部品・材料」事業においては、国内外ともに市場自体の落ち込みや顧客の生産調整等により販売が伸び悩み、減収となりましたが、「音響機器関連」事業のけん引により、売上収益は915億52百万円（前期比24.5%増）となりました。

(事業EBITDA)

上記のとおり売上収益は前期比24.5%増と好調に推移しました。原材料費等が前期に比較し増加傾向にあり、また、研究開発費や設備投資等の先行投資は計画通りに行っておりますが、主として「音響機器関連」事業の売上収益の伸長やコスト構造の見直しの結果収益性が向上し、また「部品・材料」事業は減収であったものの原価低減等の適正なコスト管理活動の結果マージンの悪化は一定程度にとどまり、事業EBITDAは178億75百万円（前期比57.2%増）となりました。

(営業利益)

上述の事業EBITDAの増加に加え、為替レートが有利に推移したこと、また、前連結会計年度にPEAG, LLC dba JLab Audioののれんの減損損失による一過性の費用が計上されていたこと等により、営業利益は144億62百万円（前期は12億62百万円）となりました。

(親会社の所有者に帰属する当期利益)

前連結会計年度においては、株式会社J MDCの株式の一部を譲渡したことにより、その売却益や再評価に関連する収益と関連する税金費用を非継続事業からの当期利益に987億52百万円計上しておりました。その特殊要因を除くと、営業利益の増加と昨年実施した借入金の借り換えの効果により支払利息が減少したこと等による増益に、金銭債権の為替評価益の減少が加味され、結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は101億99百万円（前期比90.0%減）となりました。

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであります。

各セグメント別の売上収益は外部顧客への売上収益を記載しており、また、セグメント利益を表す事業EBITDAは営業利益±その他の収益・費用+減価償却費及び償却費（使用権資産の減価償却費を除く）の計算式で算出しております。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2022年 1月1日 至 2022年12月31日)			当連結会計年度 (自 2023年 1月1日 至 2023年12月31日)			前期比		
		売上 収益	事業 EBITDA	事業 EBITDA マージン (%)	売上 収益	事業 EBITDA	事業 EBITDA マージン (%)	売上 収益	事業 EBITDA	事業 EBITDA マージン (pt)
ものづくり	部品・材料	12,717	3,718	29.2	11,781	3,198	27.2	△935	△520	△2.1
	音響機器関連	59,516	8,234	13.8	78,270	15,814	20.2	18,754	7,580	6.4
	合計	72,233	11,953	16.5	90,052	19,013	21.1	17,818	7,060	4.6
その他		1,282	272	21.3	1,500	178	11.9	218	△94	△9.4
全社費用		—	△858	—	—	△1,316	—	—	△458	—

ものづくり（部品・材料）

部品・材料事業の筆記、コスメカテゴリにおいては、国内、欧米を中心とした需要の停滞、MIMカテゴリにおいては、顧客の生産調整による影響を受けました。また、原価低減活動は継続しておりますが、材料や燃料の値上がりを受け一部価格転嫁を試みているものの、効果の顕在化は限定的なものにとどまり、売上収益は117億81百万円（前期比7.4%減）、事業EBITDAは31億98百万円（前期比14.0%減）と前期と比べ5億20百万円の減益となりました。

ものづくり（音響機器関連）

音響機器関連事業においては、前連結会計年度における物流リードタイムの長期化や半導体不足の課題が相当程度解消したことと、変わらない強い需要に支えられ増収となりました。新規事業やインフラ整備への投資を計画通り遂行しておりますが、コスト構造の見直し及びトップラインの伸長の結果収益性が向上し、売上収益は782億70百万円（前期比31.5%増）、事業EBITDAは158億14百万円（前期比92.1%増）と前期と比べ75億80百万円の増益となりました。

その他

その他の事業は、売上収益は15億円（前期比17.0%増）、事業EBITDAは1億78百万円（前期比34.7%減）と前期と比べ94百万円の減益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は20億99百万円となりました。これは主に、テイボー株式会社の生産能力増強に伴う設備投資、AlphaTheta株式会社のソフトウェアの構築によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はございません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当する事項はございません。

(5) 対処すべき課題

当社グループの事業領域は「ものづくり」における、「部品・材料」及び「音響機器関連」事業であります。これらをコア事業と定め、収益力を高め、継続的な成長を目指します。

中長期的には、以下の基本戦略に沿って連続的成長と非連続的成長のバランスを重視しつつ、経営基盤を構築していきます。

[グループ経営の基本戦略]

- ・ コア事業のシェアと収益力の向上
- ・ 非連続的成長に向けた、デジタル技術の事業領域横断的な活用
- ・ 成長投資と財務体質強化を両立させるリスクコントロール

[ものづくり分野の事業における課題]

- ・ 素材開発技術を用いたペン先部材・コスメ部材・金属部材等の収益力拡大の継続
- ・ 音楽・エンターテインメント向け音響・機器事業の収益力拡大の継続
- ・ 研究開発やアライアンスによる保有技術の新分野への展開

2022年2月に策定した中期経営計画 FY25が進捗中です。基盤領域における更なる収益力の強化と、新たな成長領域における事業の育成と拡大に経営資源を集中し、当社グループの業績向上に邁進してまいります。また成長投資資金は確保しつつ業績に応じた株主還元を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

	第66期 (2020年12月期)	第67期 (2021年12月期)	第68期 (2022年12月期)	第69期(当期) (2023年12月期)
売上収益(百万円)	41,148	54,481	73,515	91,552
税引前当期利益(百万円)	2,574	5,315	3,944	13,747
親会社の所有者に帰属する 当期利益(百万円)	9,893	5,115	101,554	10,199
基本的1株当たり当期利益(円)	277.80	143.58	2,848.51	285.88
資産合計(百万円)	236,660	264,141	307,257	279,471
資本金合計(百万円)	119,183	126,736	192,895	205,844

- (注) 1. 第61期(2016年3月期)よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。
 2. 第68期に実施した非継続事業への分類に関する組替は、第67期にのみ反映しております。
 3. 第69期から適用したIAS第12号「法人所得税」(2021年5月改訂)に伴う遡及修正は、第68期にのみ反映しております。

(7) 重要な親会社及び子会社等の状況 (2023年12月31日現在)

重要な親会社はありません。

当社の当事業年度末における子会社等は14社(海外8社、国内6社)であり、そのうち重要な子会社等は次のとおりであります。

会社名	資本金	当社の出資 比率(%)	主要な事業内容
テイボー株式会社	50百万円	100.00	ペン先部材・コスメ部材・金属部材等の製造販売
AlphaTheta株式会社	100百万円	99.90	DJ/CLUB機器、業務用音響機器、音楽制作機器の商品開発・設計・販売、並びにそれらのサービスに関する事業
PEAG, LLC dba JLab Audio	19百万USD	100.00 (※)	パーソナルオーディオデバイス及びテクノロジー製品の設計及び販売

(注) 当社の出資比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。

(8) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループは、素材開発技術を用いた部材等及び音響機器の研究開発・生産及び販売・サービス等を行うものづくり事業を主な事業として営んでおります。

当該事業におけるセグメントとの関連は、次のとおりであります。

(1)ものづくり (部品・材料)

ペン先部材・コスメ部材・金属部材等の研究開発・生産・販売に関する主要な関係会社

- ・ テイボー株式会社
- ・ 株式会社soliton corporation

(2)ものづくり (音響機器関連)

音響機器の研究開発・設計・販売、サービスの提供に関する主要な関係会社

- ・ AlphaTheta株式会社
- ・ PEAG, LLC dba JLab Audio

(3)その他

- ・ 株式会社プリメディアカ

(9) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

① 当社の主要拠点

本 社 東 京 都 港 区

② 子会社等の主要拠点

テイボー株式会社	静岡県浜松市
AlphaTheta株式会社	神奈川県横浜市
PEAG, LLC dba JLab Audio	米国カリフォルニア州

(10) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,246名	62名増

セグメント区分	従業員数
ものづくり (部品・材料)	603名
ものづくり (音響機器関連)	577名
その他	49名
全社 (共通)	17名
合計	1,246名

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であります。
2. 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	0名	42.3歳	2.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であります。
2. 従業員数には、海外現地採用従業員及び臨時従業員は含んでおりません。
3. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

(11) 主要な借入先及び借入額 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	22,302
株式会社みずほ銀行	13,005
三井住友信託銀行株式会社	2,295
株式会社三菱UFJ銀行	1,147
株式会社静岡銀行	620
合計	39,370

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 64,000,000株
(2) 発行済株式の総数 36,190,872株
(3) 株主数 10,826名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(株)	持株比率
株式会社サンクプランニング	15,019,200	42.09%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,370,800	9.44%
西 本 佳 代	2,401,700	6.73%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,359,600	3.81%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	645,100	1.80%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	641,565	1.79%
株式会社三井住友銀行	540,800	1.51%
THE BANK OF NEW YORK 133652	454,700	1.27%
GOVERNMENT OF NORWAY	386,700	1.08%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	359,031	1.00%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (507,768株) を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数第 2 位未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、自己株式を507,768株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

	株式数	交付対象者数
社外取締役と監査等委員を除く取締役	25,676株	2名
監査等委員を除く社外取締役	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 b.各報酬類型の概要と割合の目安」及び「4. 会社役員に関する事項 (5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2023年12月31日現在)

その他新株予約権等の状況

2019年3月20日開催の取締役会決議に基づき発行した第3回新株予約権

新株予約権の総数	5,428個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 542,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,600円
新株予約権の払込期日	2019年4月5日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき2,417円
新株予約権の行使期間	2023年7月1日から2029年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	<ol style="list-style-type: none">新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的である株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2021年12月期及び2022年12月期の2事業年度における事業EBITDAの金額がいずれも90億円を超過している場合に限り本新株予約権を行使することができるものとする。 なお、上記の判定に用いる事業EBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における「営業利益」の額に対して「その他の収益」を減算し「その他の費用」を加算することで事業利益を算定し、これに連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算することにより算出された金額をいうものとし、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。また、IFRS第16号の適用により生じた「減価償却費及び償却費」は事業EBITDAの計算における「減価償却費及び償却費」に含まれないものとし、その他、適用される会計基準の変更等の理由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。 2. 新株予約権者は、本新株予約権の上記1.の条件の達成時及び本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。 3. 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権者の法定相続人(ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。)は、行使期間において、当該本新株予約権を行使することができるものとする。 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
<p>割当先</p>	<p>当社取締役 1名</p>

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年12月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩切 隆吉	代表取締役CEO	
横張 亮輔	取締役CFO	
大塚 あかり	取締役	OMM法律事務所 弁護士
太田 晶久	取締役 (監査等委員)	太田晶久公認会計士・税理士事務所 代表 サンセイ(株) 監査役 (株)Lcode 監査役
伊庭野 基明	取締役 (監査等委員)	M's Holding International Corporation(株) 代表取締役社長
高田 剛	取締役 (監査等委員)	和田倉門法律事務所 パートナー弁護士 (株)オーブントア 社外取締役

- (注) 1. 取締役 大塚あかり、太田晶久、伊庭野基明及び高田剛の4氏は、社外取締役であります。
2. 当社グループは、ホールディングス体制を採用しており、傘下の各事業会社においては各事業会社に設置された監査等委員又は監査役が監査を行っております。当社の監査等委員会は、ホールディングスの監査室及び各事業会社の監査等委員又は監査役と連携することで、当社グループの内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役 太田晶久、伊庭野基明及び高田剛の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 取締役 太田晶久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役と、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社（個別加入している子会社及びその傘下を除く）の取締役、監査役、執行役員及び管理職の従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者のその地位に基づいて行った行為（不作為行為も含む）に起因して、株主や取引先等の第三者から損害賠償請求された場合の損害が補償されることとなります。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

当社の役員の報酬については、2015年6月29日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）については総額年250百万円以内、監査等委員である取締役については総額年20百万円以内と定めております。なお当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、監査等委員である取締役は3名）です。

取締役（監査等委員を除く）の報酬額については、報酬枠の範囲内で、指名・報酬委員会への諮問を受け、取締役会の決議により種類別の報酬総額を決定します。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a.報酬の基本方針及び構成

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下において同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすること、及び個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

具体的には、報酬の構成は、固定報酬としての「基本報酬」、業績連動報酬等としての「賞与」、非金銭報酬等としての「株式報酬」により構成し、報酬水準及び構成比率は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとし、指名・報酬委員会における検討を経て決定します。

なお、経営監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。

b.各報酬類型の概要と割合の目安

「基本報酬」は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

「賞与」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための短期インセンティブとして機能する業績連動報酬であり、各事業年度の業績が確定した時点で、会社の営業成績及び業績等への貢献度を評価し、支給額を決定します。会社の業績評価にあたっては、事業EBITDAの目標達成率を60%、親会社の所有者に帰属する当期利益の目標達成率を40%の割合で勘案します。賞与支給額は、基本報酬の年額の20%程度を基準額に設定し、目標達成度合い及び個人別の評価により基準額の0%から200%の範囲で支給金額を決定します。なお、当連結会計年度における当該業績連動報酬にかかる目標と実績は以下のとおりであります。

	(目標)	(実績)
事業EBITDA	124億円	178億円
親会社の所有者に帰属する当期利益	43億円	101億円

「株式報酬」は、付与後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを役務提供期間とし、当該役務提供期間の満了前に取締役を退任したときは原則として付与にかかる株式の全部又は一部を当社が無償取得する旨、及び在任中の譲渡を禁止する旨を定めた譲渡制限付株式とします。毎年一定の時期に、年額80百万円以内、かつ年100,000株を上限として、役職に応じて基本報酬の年額の40%から60%程度を目安に付与します。

c.報酬額の決定手続

取締役の個人別の基本報酬の額及び賞与支給額については、株主総会の決議によって設定された報酬枠の範囲内で、代表取締役CEO岩切隆吉にその決定を委任します。ただし、代表取締役CEOにより当該権限が適切に行使されるようにするため、代表取締役CEOは、3名以上の社外取締役により構成される指名・報酬委員会に原案を諮問し、その答申の内容に従って決定をしなければならないものとします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

d.その他

上記のほか、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、株主重視の経営意識を高めること等を目的として、「基本報酬」及び「賞与」と「株式報酬」とは別に事業EBITDAを基準とした業績連動型有償ストックオプションを取締役（社外取締役を除く）に対し発行しております。その行使条件は「3. 会社の新株予約権等に関する事項 その他新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

なお、役員退職慰労金制度については、2005年6月29日開催の第50期定時株主総会の日をもって廃止いたしました。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の金額 (百万円)	報酬等の種類別の金額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬 (非金銭報酬等)	
取締役 (監査等委員を除く)	232	136	41	54	3
(うち社外取締役)	6	6	—	—	1
取締役 (監査等委員)	19	19	—	—	3
(うち社外取締役)	19	19	—	—	3
合 計	252	155	41	54	6
(うち社外役員)	25	25	—	—	4

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 譲渡制限付株式報酬は会社法施行規則第98条の5第3号の定める非金銭報酬等に該当します。
3. 取締役会は、代表取締役CEO岩切隆吉氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。かかる委任権限が適切に行使されるように社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置し、取締役の個人別の報酬の額の相当性について審議しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（2023年12月31日現在）

取締役である大塚あかり氏は、OMM法律事務所弁護士であります。OMM法律事務所は当社の法律顧問であります。同氏は当社を担当しておりません。

監査等委員である取締役の太田晶久氏は、太田晶久公認会計士・税理士事務所代表、サンセイ株式会社監査役、株式会社Lcode監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である伊庭野基明氏は、M's Holding International Corporation株式会社代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である高田剛氏は、和田倉門法律事務所パートナー弁護士、株式会社オーブンドア社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当社は、会社法上の要件に加え独自の「社外取締役の独立性判断基準」（注）を制定しております。その内容は以下のとおりであり、基準を満たす社外取締役を独立役員として東京証券取引所に届け出をしております。

(注) 「社外取締役の独立性判断基準」

当社における社外取締役が、以下に定める要件を満たすと判断される場合には、当社に対し十分な独立性を有するものと判断する。

- i 本人又は近親者が、現在又は過去3年間において以下に掲げる者に該当しないこと。
 1. 当社の大株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者（業務執行取締役及び執行役並びに執行役員等の重要な使用人をいう。以下同じ）
 2. 当社グループの主要な取引先（年間取引高が当社の直近事業年度の連結売上高の2%を超える者）、又はその業務執行者
 3. 当社グループを主要な取引先とする者（当社との年間取引高がその者の直近事業年度における連結売上高の2%を超える者）、又はその業務執行者
 4. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者、又はその業務執行者
 5. 当社グループから役員報酬以外に多額（過去3年間において連続する12ヶ月間の総額が1,200万円以上となる期間があること）の金銭その他財産を得ている法律専門家、会計専門家、コンサルタントである個人、及び多額（直近3事業年度のうちのいずれかの事業年度において総収入の5%又は2,000万円のいずれか大きい額以上）の財産を得ているこれらの団体に所属する者

6. 当社グループから多額（過去3年間の平均で年間1,000万円以上）の寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者
 7. 当社グループとの間で、取締役又は監査役を相互に派遣している会社の業務執行者
 8. 上記1～7に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族もしくは生計を一にする者
- ii 当社の社外取締役としての通算の在任期間が10年を超えていないこと

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
大 塚 あかり (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会15回中15回に出席しております。主に法律関係の専門的見地による幅広い視点から業務執行に対する適切な監督、助言等のための発言を行っており、ガバナンス強化の為の役割を果たしております。
太 田 晶 久 (社外取締役 (監査等委員))	当事業年度に開催された取締役会15回中15回に出席しております。主に公認会計士の見地から、特に会計関係について取締役の職務執行に対する監督、助言等の役割を果たしております。また、当事業年度において開催された監査等委員会9回中9回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
伊庭野 基 明 (社外取締役 (監査等委員))	当事業年度に開催された取締役会15回中15回に出席しております。経営者としての豊富な経験を活かして発言を行っており、特に事業活動や経営について監督、助言等の役割を果たしております。また、当事業年度において開催された監査等委員会9回中9回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
高 田 剛 (社外取締役 (監査等委員))	当事業年度に開催された取締役会15回中15回に出席しております。主に法律関係の専門的見地から発言を行っており、特に弁護士としての実務経験と高度な知見に基づいた監督、助言等の役割を果たしております。また、当事業年度において開催された監査等委員会9回中9回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、同日付で名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第1項に定める契約の締結は行っておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 56百万円

(注) 1. 監査等委員会は、当事業年度において会計監査人が提出した監査計画並びに従前の監査実績及び報酬実績の適正性等について確認した上で、報酬の算出根拠等を検証した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

258百万円

(注) 会計監査人及び会計監査人と同一のネットワークファームに属する者に対する、当社及び当社子会社が支払った又は支払うべき監査証明業務に基づく報酬の額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社及び当社子会社が受けたアドバイザー費用

0百万円

(5) 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、その解任が相当であると認められる場合、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連 結 財 政 状 態 計 算 書

2023年12月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	114,967	流動負債	30,752
現金及び現金同等物	70,190	仕入債務及びその他の債務	6,454
売上債権及びその他の債権	14,683	借 入 金	15,170
未収還付法人税等	11,860	契 約 負 債	381
棚 卸 資 産	17,164	リ ー ス 負 債	779
その他の金融資産	384	その他の金融負債	257
その他の流動資産	684	未払法人所得税	441
		引 当 金	236
		その他の流動負債	7,029
非流動資産	164,504	非流動負債	42,874
有形固定資産	7,785	借 入 金	23,845
使用権資産	3,413	リ ー ス 負 債	2,783
の れ ん	49,256	繰延税金負債	15,753
無形資産	77,125	退職給付に係る負債	263
持分法で会計処理されている投資	1,673	引 当 金	118
退職給付に係る資産	372	その他の非流動負債	109
その他の金融資産	22,801	負 債 合 計	73,626
繰延税金資産	2,001	資 本 の 部	
その他の非流動資産	74	資 本 金	7,025
資 産 合 計	279,471	資 本 剰 余 金	38,339
		利 益 剰 余 金	162,135
		自 己 株 式	△1,066
		その他の資本の構成要素	△1,058
		親会社の所有者に帰属する持分	205,374
		非 支 配 持 分	469
		資 本 合 計	205,844
		負債及び資本合計	279,471

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
継 続 事 業	
売 上 収 益	91,552
売 上 原 価	50,480
売 上 総 利 益	41,072
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	27,595
そ の 他 の 収 益	1,342
そ の 他 の 費 用	357
営 業 利 益	14,462
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	982
金 融 収 益	827
金 融 費 用	560
税 引 前 当 期 利 益	13,747
法 人 所 得 税 費 用	3,543
継 続 事 業 か ら の 当 期 利 益	10,204
非 継 続 事 業	
非 継 続 事 業 か ら の 当 期 利 益	6
当 期 利 益	10,210
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	10,199
非 支 配 持 分	10

貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	57,385	流動負債	15,550
現金及び預金	39,902	短期借入金	10,000
前払費用	124	1年内返済予定の長期借入金	5,335
短期貸付金	241	未払金	39
1年内回収予定の長期貸付金	5,300	賞与引当金	18
未収入金	71	役員賞与引当金	48
未収還付法人税等	11,719	その他の	109
その他	25	固定負債	30,033
固定資産	166,357	長期借入金	24,035
有形固定資産	22	繰延税金負債	5,998
建物	17	負債合計	45,583
工具器具備品	5	純資産の部	
土地	0	株主資本	165,641
無形固定資産	7	資本金	7,025
ソフトウェア	7	資本剰余金	17,932
投資その他の資産	166,327	資本準備金	17,913
投資有価証券	21,341	その他資本剰余金	18
関係会社株式	101,100	利益剰余金	141,750
長期貸付金	43,400	利益準備金	582
長期前払費用	211	その他利益剰余金	141,167
差入保証金	19	別途積立金	22,552
その他	780	繰越利益剰余金	118,614
貸倒引当金	△525	自己株式	△1,066
資産合計	223,742	評価・換算差額等	12,508
		その他有価証券評価差額金	12,508
		新株予約権	8
		純資産合計	178,159
		負債及び純資産合計	223,742

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	-
売上原価	-
売上総利益	-
販売費及び一般管理費	1,546
営業損	1,546
営業外収益	1,211
受取配当金	751
受取替の利益	106
受取配当金の差	349
受取配当金の他	3
営業外費用	480
支払証券売却却等料他	285
控除対象外消費税	47
融資手の費用	46
その他	95
その他	6
経常損	815
特別利益	25,569
投資有価証券売却益	25,569
税引前当期純利益	24,754
法人税、住民税及び事業税	5,374
法人税等調整額	1,994
当期純利益	17,385

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

ノーリツ鋼機株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 正 英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 敬

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ノーリツ鋼機株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ノーリツ鋼機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

ノーリツ鋼機株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 正 英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 敬

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ノーリツ鋼機株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

ノーリツ鋼機株式会社 監査等委員会

監査等委員 太田 晶 久 ㊟

監査等委員 伊庭野 基 明 ㊟

監査等委員 高 田 剛 ㊟

(自 署)

(注) 監査等委員太田晶久、伊庭野基明及び高田剛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

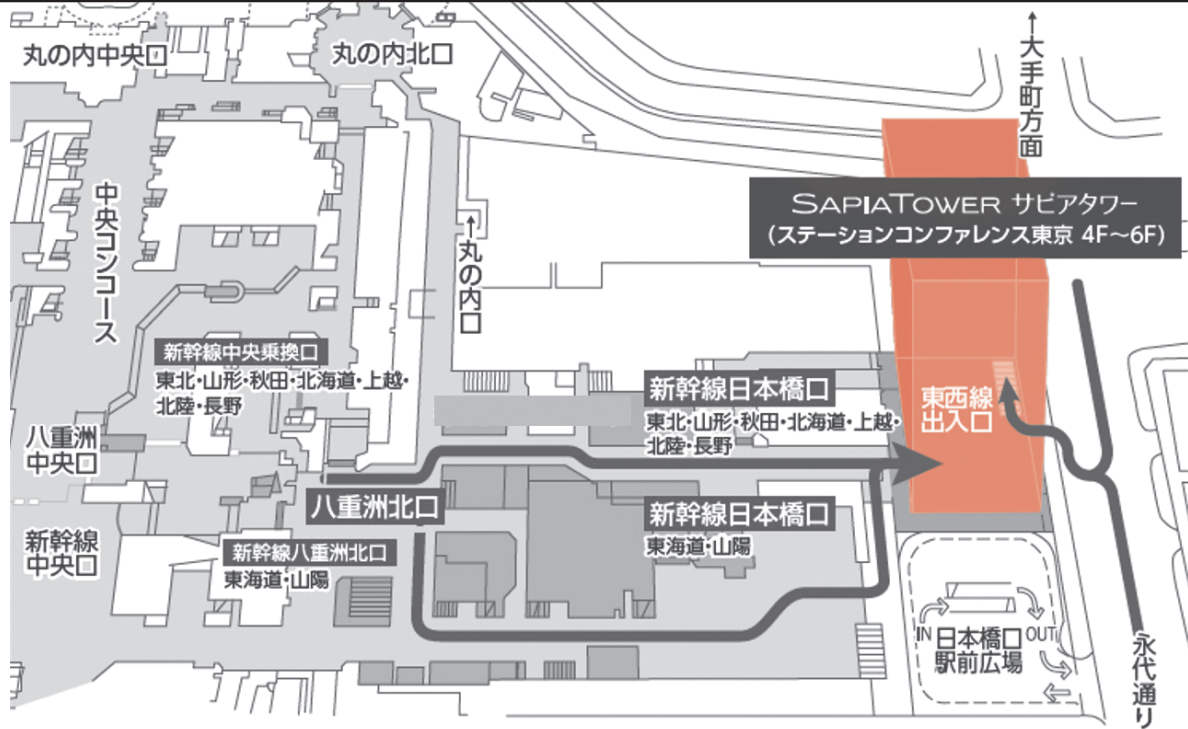
以 上

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階 ステーションコンファレンス東京



<交通>

- JR線「東京」駅日本橋口徒歩1分
- 東京メトロ東西線「大手町」駅B7出口直結

<株主の皆様へのお願い>

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会につきましては、来場されない株主様向けにインターネットによるライブ配信を実施いたします。事前に書面またはインターネット等による議決権行使をご利用くださいますようお願い申し上げます。

詳細は同封の「第69期定時株主総会招集ご通知 インターネット参加に関する株主通知事項」、または当社ウェブサイト (https://www.noritsu.co.jp/ir/ir_stock/general-meeting/) をご覧ください。

